

四條畷市低入札価格調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定により落札者を決定しようとする場合に行う調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査を実施する工事の対象は、予定価格が土木一式工事1億2千万円以上、建築一式工事2億円以上で競争入札に係る建設工事とする。

(委員会)

第3条 前条の対象工事について、あらかじめ定めた調査基準価格（請負契約の相手方となるべき者の入札する価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の価格をいう。）を下回る価格の入札があった場合において、落札者を決定するに当たり、当該契約の履行に係る調査及び審査を行うため、四條畷市低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、四條畷市公正入札調査委員会の委員をもって充てる。

(調査基準価格)

第4条 調査基準価格は、予定価格（税抜き）の算出の基礎となった次に掲げる各号の合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に、消費税及び地方消費税を加算した価格とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額

2 前項の算出方法により算出した調査基準価格が、予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあつては、当該100分の92を乗じて得た額とし、その額が予定価格の100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあつては当該100分の75を乗じて得た額とする。ただし、直接工事費に相当する額のうち、機械器具又は材料費若しくはこれに類するものの額が直接工事費に相当する額の概ね6割を超える場合は、予定価格の100分の75を乗じて得た額とする。

3 市長が、第1項の規定によることが適当でないとき、前項の規定にかかわらず100分の75から100分の92までの範囲内で定めることができる。

4 調査基準価格（税抜き）及び予定価格（税抜き）は事前公表するものとする。

(失格基準価格)

第5条 失格基準価格は、予定価格（税抜き）の算出の基礎になった次に掲げる各号の合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に消費税及び地方消費税を加算した価格とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の75を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の70を乗じて得た額

- (3) 現場管理費の額に100分の70を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額
- 2 契約の性質上第1項の規定によりがたいものについては、失格基準価格を定めないのである。

3 失格基準価格は、事後公表するものとする。

(落札者決定の保留)

第6条 入札及び開札執行の結果、第1順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、入札執行者は落札者の決定を保留する旨を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、その入札を終了する。ただし、第1順位者が複数のものである場合においては、くじを引かせ第1順位者を1者に確定するものとする。

(失格基準価格による判定)

第7条 調査基準価格を下回る価格で入札をした者のうち、第5条で定めた失格基準価格を下回る価格で入札をした者の入札は失格とする。

(入札参加者への周知)

第8条 対象工事を競争入札に付そうとするときは、当該工事が対象工事であることを入札公告等に記載するとともに、次に掲げる事項について入札参加者に周知するものとする。

- (1) 調査基準価格を定めていること
- (2) 失格基準価格を定めていること
- (3) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留して調査を実施し、最低価格で入札した者以外の者を落札者とする場合があること
- (4) 入札価格が失格基準価格を下回る場合は、当該入札は失格とすること
- (5) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、調査に協力すべきこと

(調査及び審査)

第9条 委員会は、工事担当課長等を指名して、契約の内容に適合した工事履行が可能であるかを具体的に調査させ、次の各号に掲げる事項について調査対象者から書類の提出を求めるとともに事情聴取その他の方法により行わせるものとする。

- (1) 入札価格理由書(様式1号)
 - (2) 入札価格内訳書総括表(様式2号)
 - (3) 入札価格詳細内訳書(様式3号)
 - (4) 施行予定表(様式4号)
 - (5) 使用資材状況書(様式5号)
 - (6) 使用機材状況書(様式6号)
 - (7) 手持工事状況書(様式7号)
- 2 前項の調査を行っても、なお可否を判断することができない場合は、当該低価格入札者に対して、更に次の内容を調査するものとする。
- (1) 経営状況
最新の決算書、取引金融機関の預金残高及び借入状況等について確認する。
 - (2) 信用状態

建設業法（昭和24年法律第100号）の違反の有無、賃金不払の状況及び下請代金の支払遅延状況等について確認する。

(3) 過去の施工実績

過去に施工した公共工事名及び発注者名並びにその工事の成績状況等について確認する。なお、本市における過去5年間に工事实績がある場合においても同様とする。

(4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項。

3 前項の調査を行った工事担当課長等は、速やかにその結果を委員会に報告し、委員会はその報告を受け、審査を行わなければならない。

(低入札価格調査の失格の基準)

第10条 前条の規定により低入札価格調査を行った結果、調査対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該調査対象者のした入札は失格とする。

- (1) 四條畷市の積算に計上している項目が見積もられていない等必要な経費が計上されていない場合
- (2) 根拠なく本社の経費を充当している等不合理な積算根拠が存する場合
- (3) 下請見積内容が積算内訳に適正に反映されていない場合
- (4) 低入札調査において協力的でない場合又は不誠実な行為を行った場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、契約内容に適合した履行がされないと判断した場合又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不相当であると認められる入札であると判断した場合

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務部契約担当課において行う。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 1月 1日から施行する。